第１章　「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

１　推進計画策定の趣旨

近年，インターネットを利用する人が増え，情報の収集やインターネット通販などで利便性が高まる一方，高度情報化の進展に伴い消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化するにつれて，消費者トラブルも多様化・複雑化が進んでいます。

令和４年には民法の一部改正により，成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約を取り消すことができる未成年者取消権が，18 歳，19 歳には適用されなくなり，若者の消費者被害の増加が予想されます。

また，高齢社会が進展し，高齢者，障がいのある人や十分な判断ができない消費者を狙った消費者トラブルを防止するために，周囲の見守りが重要となっています。

すべての市民は消費者です。乳幼児から高齢者まで，あらゆる世代で誰もが消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

平成 24 年 12 月 13 日に消費者の自立支援を目的とする「消費者教育の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が施行され，平成 25 年 6 月 28 日には，「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されました（平成 30 年 3 月 20 日変更）。「基本方針」では，誰もがどこに住んでいても，生涯を通じて，様々な場所で，消費者教育を受けることができる機会を提供するために，消費者教育を体系的・総合的に推進することが必要とされています。

消費者教育とは，消費者自身が自発的に消費生活に関する正確な知識や適確な判断力を身に付け，消費者被害を未然に防止しようとするものですが，そのことにとどまりません。「推進法」では，消費者が，個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ，自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して，公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会を「消費者市民社会」と定義しています。消費者教育は，消費者の消費行動が社会や環境にどのような影響を与えるかを考えて行動できるようになることを目標に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について，理解と関心を深めるための教育活動でもあります。

福岡市では「安全で安心できる消費生活の実現」を目標に掲げ，平成 26 年度に策定した「福岡市消費者教育推進計画」に基づき，平成 27 年度から令和元年度までの５年間を計画期間として，消費者教育の推進に取り組んできました。この度，本計画の計画期間が終了することから，引き続き消費者教育を一

体的かつ総合的に推進していくため，第２次福岡市消費者教育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定します。

「消費者市民社会」とは
「消費者が，個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ，自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して，公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」をいう（消費者教育推進法第２条第２項)。

２　推進計画の位置づけ

この推進計画は，国の基本方針及び「福岡県消費者教育推進計画」を踏まえ，福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。

消費者教育の推進に関する法律
（消費者教育推進法）
平成 24 年 12 月施行

（国）

消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）
平成 25 年６月閣議決定
（平成 30 年３月変更）
平成 30 年度～令和 4 年度（５年間）

（県）

福岡県消費者教育推進計画（第２次）
平成 31 年３月策定
平成 31 年度～令和 5 年度（５年間）

福岡市消費生活条例
平成 17 年４月施行

福岡市基本計画※
【目標３】　安全・安心で良好な生活環境が確保されている
施策 3-7　日常生活の安全・安心の確保

福岡市政策推進プラン
●消費者被害の未然防止・救済

※福岡市では，総合計画に基づく各施策の推進により，ＳＤＧｓの実現に取り組んでいます。

（市）

第２次福岡市消費者教育推進計画

≪計画期間≫
令和２年度～令和６年度（５年間）

≪内容≫
○基本的な考え方
○消費者を取り巻く現状と課題
○消費者教育推進の基本的な方向性
○重点目標と具体的な取組み

関係法令

消費者教育の推進に関する法律（抜粋）
（基本方針）
第９条　政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。
（都道府県消費者教育推進計画等）
第 10 条　都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。
２　市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

福岡市消費生活条例（抄）
（学習条件の整備及び消費者教育の推進等）
第８条　市は，消費者の消費生活に関する自発的な学習を支援するために必要な条件の整備に努めなければならない。
２　市は，消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めなければならない。

3　推進計画の期間

計画期間は，令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

ただし，社会情勢の変化や本計画の進捗状況を踏まえ，必要に応じて随時見直しを行います。

4　推進計画の推進体制

福岡市では，福岡市消費者教育推進会議（以下「推進会議」という。）において，推進計画に基づく取組みを推進していきます。さらに，福岡市消費生活審議会（以下「審議会」という。）において，推進計画の進捗状況などの検証を行い，それを踏まえ，取組みの充実を図っていきます。

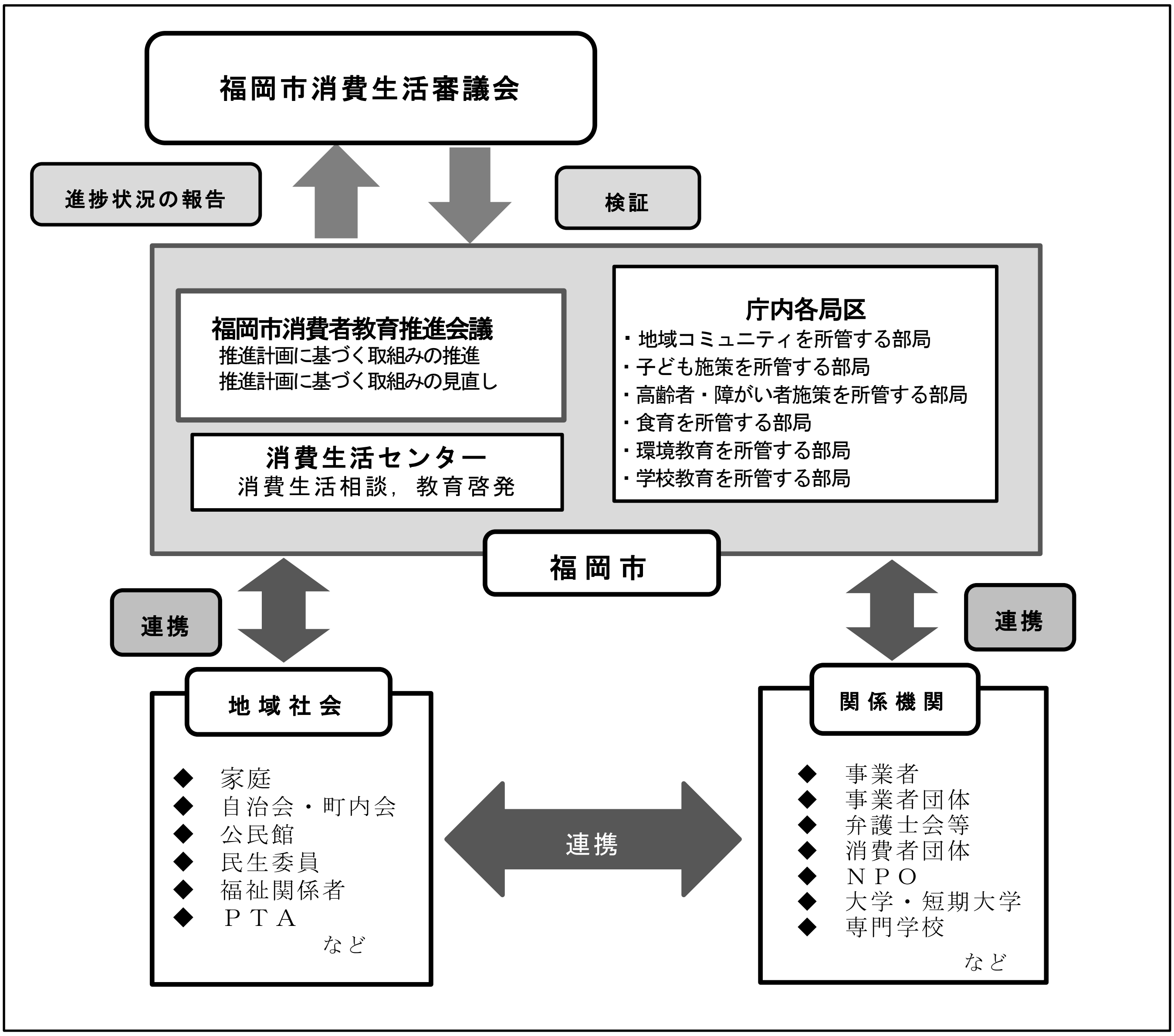

５　推進計画の成果指標

推進計画では，「安全で安心できる消費生活の実現」を目標とし，

> ●商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合
> ●消費生活センターの認知度

をその成果指標とします。

成果指標＼年	現状値	目標値
	平成 30 年 （2018 年）	令和 6 年 （2024 年）
商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合	80.1%	90.0%
消費生活センターの認知度　新規	80.5%	85.0%